

韓国の特別検察官法及び特別監察官法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人

【目次】

はじめに

I 背景及び経緯

- 1 特別検察官制の導入
- 2 特別検察官制の一般法規化及び特別監察官制の導入

II 概要

- 1 特別検察官法
- 2 特別監察官法

おわりに

翻訳：特別検察官の任命等に関する法律

特別監察官法

はじめに

1999年、通常の検察組織から独立した特別検察官⁽¹⁾が捜査を行う特別検察官制が、韓国において初めて導入された。この時導入された特別検察官制は、通常の検察の捜査では政治的中立等の確保が困難とされる事件（大統領親族、大統領側近、政府高官、検察関係者等が関係している事件）に対し、国会において個別の事案ごとに特別検察官の任命等に関する処分的法律

を制定し、同法の規定に基づいて大統領が任命した特別検察官が、事件の捜査、公訴提起の決定、公訴維持等を行う制度である⁽²⁾。

導入された特別検察官制は、個別事案ごとに法律の制定を要したため、制定過程において与野党が対立し、その活用に支障をきたす場合があった。そのため、1999年の特別検察官制導入以降も、政府及び国会において、個別事案ごとの法律の制定を要しない特別検察官制への転換や、政府高官等の不正を捜査する新組織の設置が議論されてきたが、実現に至らなかった。

しかし、第18代大統領選挙において、特別検察官の常設化及び特別監察官制の導入を公約に掲げた与党セヌリ党の朴槿恵（パク・クネ）候補の当選を機に、国会において公約実現のための新たな法律の制定に向けた動きが進み、2014年2月28日「特別検察官の任命等に関する法律（以下「特別検察官法」という。）案」⁽³⁾及び「特別監察官法案」⁽⁴⁾が国会本会議で可決された。本稿では、特別検察官法及び特別監察官法制定の背景及び経緯並びにこれらの法律の概要を紹介し、末尾に特別検察官法及び特別監察官法の翻訳を付す。

-
- (1) 韓国語の「특별검사」は、特別検事又は特別検察官と訳されるが、本稿では特別検察官と訳出した。なお、特別検察官には、広義の特別検察官（通常の検察官等ではないが、検察官等の職務を遂行し権限を行使する者）と、狭義の特別検察官（特定政党又は政権から独立して職務を遂行し、権限を行使する検察官）があり、本稿で取り上げる特別検察官は後者である。홍완식「특별검사법에 관한 입법론적 고찰」『입법학연구』4집, 2007, pp.34-35. <http://www.kolex.or.kr/03_data/data01.php> から。以下、インターネット情報は、2014年7月18日現在である。
- (2) 水島玲央「韓国における政治家・高級官僚の不正と特別検察制度」『法学セミナー』56(3), 2011.3, p.43. を参照。
- (3) 「특별검사의 임명 등에 관한 법률안 (대안)」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_Y1Q4_E0E2N2B7E1Y8Y3T3R5R7M0R5O0>
- (4) 「특별감찰관법안 (대안)」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_R1R4E0T2G2S7H1V8B3D6H2Z9U6V7A3>

I 背景及び経緯

1 特別検察官制の導入

韓国における特別検察官制導入の議論は、1980年代後半から活発に行われてきた⁽⁵⁾。特別検察官制導入を求める議論が行われるようになった背景には、「政治的に敏感な事件や権力を利用した不正事件の場合、政治的に中立的な立場に立って厳正な捜査を展開することができず、権力の顔色をうかがってきた前歴を有している」⁽⁶⁾ 検察の捜査に対する国民の不信感があったといわれる⁽⁷⁾。1988年12月、議員立法により「特別検察官の任命及び職務等に関する法律案」⁽⁸⁾が発議され、特別検察官制導入のための法案が初めて国会に提出された。

1988年以降、権力を利用した不正事件が発生するたびに、学会、弁護士協会、市民団体及び野党を中心として、特別検察官制の導入が継続的に主張されてきた⁽⁹⁾。また、第13代国会(1988～1992年)及び第14代国会(1992～1996年)を通して、議員立法による特別検察官制導入のための関連法案の発議も続けられた⁽¹⁰⁾。しかし、「特別検察官制の導入を主唱していた政党が、自身が政権を取るや特別検察官制反対に立場を急旋回させ、特別検察官制反対を強く

固守していた政党の場合は、自身が権力を失うや急に特別検察官制導入に賛成する」⁽¹¹⁾状況の中で、関連法案の成立は困難であった。

特別検察官制導入の直接の契機となったのは、第15代国会(1996～2000年)会期中の1999年に明るみに出た、検察関係者が関与した「服ロビー疑惑事件」⁽¹²⁾及び「造幣公社罷業誘導事件」⁽¹³⁾である。検察に対する国民の不信感は頂点に達し、特別検察官制の導入が世論の強力な支持を得た⁽¹⁴⁾。両事件に対する検察の捜査結果が国民の疑惑を解消していないとして、1999年、「韓国造幣公社労働組合罷業誘導及び前検察総長夫人に対する服ロビー疑惑事件真相究明のための特別検察官の任命等に関する法律案」⁽¹⁵⁾が国会本会議で可決され、個別の事案ごとに法律を制定する特別検察官制が初めて導入された。なお、1988年以降、国会に発議された特別検察官制導入関連法案の多くは、個別の事案ごとの法律の制定を要しない、特別検察官の任命手続等を規定した一般法の制定を目的としたものであった。1999年に初めて特別検察官制が導入される際も、市民団体を中心として一般法の制定を求める動きが起こったが、制定には至らなかった⁽¹⁶⁾。

(5) 홍완식 前掲注(1), p.37.

(6) 曹國「特別検事制導入에 관한 一考」『형사법연구』12호, 1999.11, p.422. <<http://www.kcla.net/download.red?fid=251>>

(7) 조국「특별검사제 재론—특별검사제의 한시적 상설화를 위한 제언—」『刑事政策』14권1호, 2002.6, p.55. <http://www.kcriminology.or.kr/data/14_1/3.%20%C1%B6%B1%B9.hwp>

(8) 「특별검사의임명과정무등에관한법률안」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=010961>

(9) 홍완식 前掲注(5)

(10) 홍완식 前掲注(1), pp.38-39.

(11) 조국 前掲注(7), p.53.

(12) 犯罪容疑をかけられていた人物の関係者が、検察総長(日本の検事総長に相当)夫人に高級服を提供しようとしたとされる事件。

(13) 検察が、韓国造幣公社労働組合がストライキを起こすように誘導しようとしたとされる事件。

(14) 前掲注(1), p.40.

(15) 「한국조폐공사노동조합업유도및전검찰총장부인에대한옷로비의혹사건진상규명을위한특별검사의임명등에관한법률안」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=015635> 事案ごとの個別の法律は、現在までに10回制定された。

(16) 曹國 前掲注(6), p.424.

2 特別検察官制の一般法規化及び特別監察官制の導入

新しく導入された特別検察官制に対しては、「検察捜査の不十分な部分を探し出し、新しい事実を明らかにしたり、根拠のない疑惑を解消するのに大きく寄与した」⁽¹⁷⁾等、一定の肯定的な評価もなされてはいたが、その一方で、事案ごとに法律の制定を要することに起因する問題点も指摘された。すなわち、①特別検察官を任命するか否か（法律を制定するか否か）や、任命する場合の捜査対象、活動期間等を個別事件ごとに政治的協議により決定するため、特別検察官制の対象となる事件がごく少数に限られる、②特別検察官の任命や捜査組織の構成等が短期間で進められるため、独立性、能力等に対し、十分な検証をすることが困難、③活動期間に限度があるため、既存の検察組織に依存せざるを得ず、実効性に限界がある、といった問題点である⁽¹⁸⁾。

このような問題点を改善する方法として、特別検察官制の常設化が議論されてきた。特別検察官の任期を事案ごとではなく、3年、5年等、一定の期間に定めるという方法や、政府高官等

の不正を捜査する機関を新設し、そこに特別検察官等を配置する方法等が、政府や国会において議論され、1999年の制度導入後も、李明博（イ・ミョンバク）政権期（2008年～2013年）に至るまで、国会に複数の関連法案が継続して発議された⁽¹⁹⁾。しかし、それらはいずれも制定されるに至らなかった。

今回の特別検察官法及び特別監察官法の制定の契機となったのは、2012年12月の第18代大統領選挙である。与党セヌリ党の朴槿恵候補が、政府高官等の不正捜査のための特別検察官制の常設化を公約に掲げていたためである。併せて朴槿恵候補は、大統領の親族及び側近の不正腐敗を根絶するための特別監察官制の導入も公約に掲げた⁽²⁰⁾。与党セヌリ党の中央選挙対策委員会は、特別監察官の監察により問題が発覚した場合は、特別検察官に告発する旨の条項を盛り込んだ法案を準備していることを明らかにした⁽²¹⁾。朴槿恵候補の当選後、これら公約の実現に向けた動きが進められることとなった。

2013年2月の朴槿恵政権発足後、特別検察官制の常設化及び特別監察官制の導入それぞれについて、与党案⁽²²⁾及び野党案⁽²³⁾が国会に発議

(17) 韓寅燮（ハン・インソプ）（中村知子訳）「韓国における政治腐敗に対する検察と特別（独立）検事の挑戦—その成果と限界—」『比較法学』39巻1号、2005、p.153.

(18) 「상설특별검사의 임명 등에 관한 법률안 검토보고」법제사법위원회, 2013 <<http://likms.assembly.go.kr/filegate/serve/FileGate?bookId=A143D585-97C1-D5D4-33A4-9364C9BF66F4&type=1>>

(19) 2004年には政府自ら「公職腐敗捜査処の設置に関する法律案」を国会に提出した。「공직부패수사처의설치에 관한 법률안」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=029057>なお、特別検察官の常設化に関する議論は、1999年の特別検察官制導入以前からすでに始まっており、1996年には有力市民団体「参与連帯」が「高位公職者不正調査処」の設置等を盛り込んだ「腐敗防止法」の立法請願を行ったことがある。「부패방지법제정」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetailPetition.jsp?bill_id=100074>

(20) 「제18대 대통령선거 새누리당 정책공약」p.383. <http://www.saenuriparty.kr/web/common/fms/FileDown.do?streFileNm=18th_promise01.pdf&originFileNm=18th_promise01.pdf>

(21) 「정옥임 중앙선거대책위원회 대변인 현안관련 브리핑 [보도자료]」2012.12.4. <http://www.saenuriparty.kr/web/news/briefing/delegateBriefing/readDelegateBriefingView.do?bbsId=SPB_000000000381042>

(22) 2013年6月28日、与党セヌリ党の金度邑（キム・ドウブ）議員が、「特別検察官の任命等に関する法律案」及び「特別監察官法案」を発議した。「특별검사의 임명 등에 관한 법률안」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_M1N3B0A6A2H81P4H0E0P2L8S9C8P8>; 「특별감찰관법안」<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_D1C3N0W6X2Y8L1K4R0A1W3N4I4E6J6>

(23) 2013年4月25日、最大野党民主党（現新政治民主連合）の崔元植（チェ・ウォンシク）議員が「常設特別検察官の任命等に関する法律案」を、朴範界（パク・ボンゲ）議員が「特別監察官の任命等に関する法律案」をそ

されたが、特別検察官制の常設化をめぐる野党案の差が顕著に表れた。与党案が、大統領選時の公約から後退し、特別検察官制の一般法規化案（個別の事案ごとの法律の制定は要しないが、特別検察官の任命は事案ごとに行う）となっていたのに対し、野党案は、特別検察官の任期を3年とし、事務局も設置する等、独立した捜査機関を新設する内容であった。国会審議は難航したが、最終的に、与党案を軸に与野党が合意し、法案の1本化が図られた。

特別監察官制については、与野党案ともに特別監察官を常設機関と位置づけていた点では共通していたが、大統領選挙実施前に与党セヌリ党が構想を明らかにしていた、特別検察官制と特別監察官制の連携（特別監察官の告発先を、特別検察官とすること）に関する条項は、与党案に盛り込まれなかった。野党案には同様の条項が盛り込まれていたが、法案の1本化の過程で削除され、特別監察官の告発先は特別検察官ではなく検察総長とされた。また、当初、与野党案双方において特別監察官の監察対象に含まれていた国会議員は、監察対象から除外された。この結果、国会議員は、特別検察官の捜査対象とはなるものの、特別監察官の監察は受けないこととなった。

与野党合意を経て2014年2月28日、「特別検察官の任命等に関する法律案」及び「特別監察官法案」が国会本会議で可決され、同年3月18日に公布された。

II 概要

1 特別検察官法

特別検察官法は、本則23か条及び附則1か条から成る。個別の事案ごとに新しい法律を制定しなくとも特別検察官を任命できるよう、あらかじめ、特別検察官の任命及び職務等に関し、必要な事項を定めることを目的としている（第1条）。特別検察官の任命手続のほか、捜査対象、捜査期間等についても定められている。概要は次のとおりである。

(1) 捜査対象

特別検察官の捜査対象となる事件は、①国会が、政治的中立性及び公正性等を理由に特別検察官による捜査が必要であると本会議で議決した事件、②法務部長官（日本の法務大臣に相当）が特別検察官による捜査が必要と判断した事件である（第2条）。

(2) 任命手続等

特別検察官候補者の推薦のため、国会に特別検察官候補推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）が設置される。委員は、①法務部（部は省に相当）次官、②法院行政処（日本の最高裁判所事務総局に相当）、③大韓弁護士協会会長、④国会が推薦する学識経験者4人（計7人）を国会議長が任命又は委嘱し、委員長は委員の互選とする（第4条）。

特別検察官による捜査が決定したときは、大統領は遅滞なく推薦委員会に2人の特別検察官候補者の推薦を依頼しなければならない。推薦委員会は当該依頼を受けた日から5日以内に、在籍委員の過半数の賛成により2人の候補者を大統領に推薦し、大統領は推薦を受けた日から3日以内に、2人の中から1人を特別検察官に

それぞれ発議し、同年6月12日に野党正義党の徐基鎬（ソ・ギホ）議員が「常設特別検察官の任命等に関する法律案」を発議した。「상설특별검사의 임명 등에 관한 법률안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_L103S0A4O2Y5N1P7T0N9B0L1G4L6K0〉; 「특별감찰관 임명 등에 관한 법률안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_G1P3K0H4L2B5V1F7Y1Q9Y0A5Y6R1V1〉; 「상설특별검사의 임명 등에 관한 법률안」〈http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_O1T3K0S6Y1C2C1R3R1H7L3J7P7Y1W3〉

任命しなければならない（第4条）。特別検察官は、政治的に中立を守り、独立して職務を遂行する（第6条）。

(3) 職務範囲、権限等

特別検察官は、捜査、公訴提起するか否かの決定及び公訴維持を行う。ただし、担当事件と関連のない者を召喚又は調査することができない。職務遂行のために必要なときは、大検察庁（日本の最高検察庁に相当）、警察庁等の関係機関に捜査協力や職員の派遣（検察官5人以内及びそれ以外の派遣公務員30人以内）を要請することができる。特別検察官の権限は、原則として他の法律（刑事訴訟法等）の検察官の権限に関連する規定を準用する（第7条）。

(4) 特別検察官補及び特別捜査官

特別検察官は、4人の特別検察官補候補者を選定して、大統領に任命を要請することができる。大統領は、当該要請を受けた日から3日以内に、4人の中から2人を特別検察官補に任命しなければならない。また、特別検察官は、30人以内の特別捜査官を任命することができる（第8条）。

(5) 捜査期間及び裁判期間

特別検察官は、準備期間（任命日から20日間）満了日の翌日から起算して60日以内に捜査を終了し、公訴提起を行うか否かの決定を行わなければならない。公訴提起の判断が困難なときは、大統領の承認を得て、1回に限り30日を上限に捜査期間を延長することができる。期間内に捜査が完了しない、又は公訴提起の判断ができないときは、捜査期間満了日から3日以内に管轄地方検察庁の検事長（地方検察庁の長）に事件を引き継がなければならない（第10条）。

また、特別検察官が公訴提起した事件の裁判は、他の裁判に優先して迅速に行わなければならない

らず、第1審においては公訴提起から6月以内に、第2審及び第3審においては、前審の判決宣告日からそれぞれ3月以内に行わなければならない（第11条）。

(6) 退職及び解任

特別検察官は、正当な事由がなければ退職することができない（第14条）。また、大統領が特別検察官を解任できるのは、欠格事由（第5条）に該当する場合、職務遂行が著しく困難な身体的又は精神的な疾患を有すると認められる場合等、一定の要件を満たす場合に限られる（第15条）。

(7) 異議申立て

捜査対象となった者又はその配偶者、直系尊属、直系卑属、同居人若しくは弁護士は、特別検察官の職務範囲離脱に対し、ソウル高等法院（日本の高等裁判所に相当）に異議申立てを行うことができる。ただし、異議申立てによって特別検察官の捜査活動は停止しない（第20条）。

2 特別監察官法

特別監察官法は、本則25か条及び附則2か条から成る。大統領と特殊な関係にある者（親族等）の不正行為に対する監察を担当する特別監察官の任命及び職務等に関し、必要な事項を定めることを目的としている（第1条）。特別監察官は常設機関であるが、捜査権及び公訴権はない。概要は次のとおりである。

(1) 特別監察官の地位、任命、任期等

特別監察官は、大統領の所轄の下に置かれるが、職務に関して独立した地位を有し（第3条第1項）、政治的中立を守る（第4条）。

特別監察官の任命は、国会が3人の特別監察官候補者を大統領に推薦した後、推薦書を受けた日から3日以内に大統領が候補者の中から1

人を指名し、国会の人事聴聞を経て任命する(第7条)。

特別監察官の任期は3年であり、欠員となったときは、30日以内に後任者を任命しなければならない(第8条)。なお、大統領が特別監察官を解任できるのは、特別監察官が、①欠格事由(第13条)に該当する場合、②職務遂行が著しく困難な身体的又は精神的な疾患を有すると認められる場合に限られる(第14条)。

(2) 監察対象、監察対象者、監察期間等

特別監察官の監察対象となる不正行為は、①実名ではない名義での契約等、②公企業又は公的団体との随意契約等、③人事関連等の不正な口利き、④不当な金品・接待の授受、⑤公金の横領・流用である(第2条)。

監察対象者は、①大統領の配偶者及び4親等以内の親族、②大統領秘書室の首席秘書官以上の公務員である(第5条)。監察対象者になる前の不正行為については、監察対象とならない。

特別監察官は、監査を開始したこと及び監査の終了後直ちにその結果を大統領に報告する(第3条第2項)。監察期間は原則として1か月であるが、大統領の許可を得て1か月単位で延長を行うことができる(第6条)。

(3) 特別監察官の権限

特別監察官は、1人の特別監察官補及び10人以内の監察担当官を任命できる(第9条)ほか、監査院、大検察庁、警察庁、国税庁等の関係機関に職員の派遣(計20人以内)を要請できる(第10条)。

また、特別監察官は、国、地方公共団体等の長に対し、協力及び支援を要請できるほか、資

料提供及び事実照会を要求することができる(第16条)。さらに、監察対象者及び監察対象者以外の者のいずれに対しても、調査及び資料要求を行うことが可能である(第17条及び第18条)。

(4) 検察総長への告発等

特別監察官は、犯罪容疑が明白である場合は検察総長に告発しなければならないが、犯罪行為に該当すると信じるに足る相当の理由がある等、一定の要件を満たす場合は検察総長に捜査依頼を行わなければならない(第19条)。告発に対して不起訴処分等が下されたときや、告発後90日を超えて処分が行われなるときは、検察庁法²⁴⁾の規定により抗告することができる(第20条)(特別検察官と特別監察官の比較は表を参照)。

おわりに

特別検察官法及び特別監察官法は、公布から3か月後の2014年6月19日に施行された。

今回の法制定により、特別検察官の任命に際して個別事案ごとに法律を制定する必要はなくなったが、その一方で、野党側が主張していた特別検察官の常設化は見送られ、個別事案ごとに特別検察官が任命されるという構造が維持された。これまで、常設の捜査機関の設置を目指して国会に立法請願を行う等の活動を行ってきた有力市民団体「参与連帯」は、特別検察官が非常設機関となったことについて、政争のために時間を浪費し、特別検察官が任命できない事態が繰り返されるとして、与野党合意を批判した²⁵⁾。

²⁴⁾ 「검찰청법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1153&PROM_DT=20130323&PROM_NO=11690〉

²⁵⁾ 「유명무실 상설특검 합의 규탄한다」2014.2.27. 〈<http://www.peoplepower21.org/Judiciary/1134143>〉

表 特別検察官と特別監察官の比較

	特別検察官	特別監察官
形態	非常設（事案ごとの法制定は不要）	常設
地位	独立機関（通常の検察組織からも独立）	大統領所轄機関 （法律上は職務に関して独立の地位を有する）
補佐人員	特別検察官補（2人） 特別捜査官（30人以内） 派遣検察官（5人以内） その他派遣公務員（30人以内）	特別監察官補（1人） 監察担当官（10人以内） 派遣公務員（20人以内）
任命	国会の特別検察官候補推薦委員会が推薦する2人から大統領が1人を任命	国会が推薦する3人から大統領が1人を指名し、国会の人事聴聞を経て任命
任期	公訴をしない決定後、判決確定・報告書提出後又は事件引継ぎ後に退職	3年
解任	原則不可	原則不可
捜査・監察の対象	①国会本会議で議決した事件 ②法務部長官が必要と判断した事件	①大統領の配偶者及び4親等以内 ②大統領秘書室の首席秘書官以上に該当する者の以下の行為 a 実名ではない名義での契約等、b 公企業・公的団体との随意契約等、c 人事関連等の不正な口利き、d 不当な金品・接待の授受、e 公金の横領・流用
捜査権	あり	なし（検察総長に捜査依頼・告発）
公訴権	あり	なし

（出典）「특별검사의 임명 등에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPELAW_BON&LAW_ID=A3504&PROM_NO=12423&PROM_DT=20140318&HanChk=Y〉；「특별감찰관법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPELAW_BON&LAW_ID=A3503&PROM_NO=12422&PROM_DT=20140318&HanChk=Y〉を基に筆者作成。

特別監察官については、大統領の所轄の下に置かれる特別監察官が、大統領の親族及び側近を監察することの実効性を疑問視する意見もある⁽²⁶⁾。また、監察対象から国会議員が除外されたことも、批判の対象となっている⁽²⁷⁾。

2014年4月1日、セヌリ党の崔奘煥（チェ・

ギョンファン）院内代表は、国会本会議で行われた院内交渉団体代表演説において、今国会で特別監察官の監察対象を拡大すると述べたが⁽²⁸⁾、2014年7月現在、法改正は行われていない。

（ふじわら なつと）

(26) 「특별감찰관 맞아?...수사권·기소권도 없고, 대통령 보고까지」『로이슈』2014.2.28. 〈<http://www.lawissue.co.kr/news/articleView.html?idxno=16591>〉

(27) 「[사설] 국회의원 특권 못 건드린 이빨 빠진 특별감찰관제」『동아일보』2014.3.1. 〈<http://news.donga.com/3/all/20140301/61288630/1>〉

(28) 「'말'이 아닌 '실천'이 정치혁신입니다.」〈http://www.saenuriparty.kr/web/news/nuriNews/readNuriNewsView.do?bbsId=HNS_00000000570627〉

特別検察官の任命等に関する法律

특별검사의 임명 등에 관한 법률
(制定 2014 年 3 月 18 日 法律第 12423 号 施行日 2014 年 6 月 19 日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人 訳

【目次】

第 1 章 総則
第 2 章 特別検察官の捜査対象及び任命
第 3 章 特別検察官の権限及び義務
第 4 章 事件処理手続
第 5 章 特別検察官の地位及び身分保障
第 6 章 補則
第 7 章 罰則
附則

議で議決した事件

2 法務部長官が、利害関係の衝突、公正性等を理由に特別検察官の捜査が必要であると判断した事件

② 法務部長官は、第 1 項第 2 号の規定による判断に対しては、検察総長⁽³⁾の意見を聞かなければならない。

第 3 条 (特別検察官任命手続)

① 第 2 条の規定により特別検察官の捜査が決定されたときは、大統領は第 4 条の規定により設置された特別検察官候補推薦委員会に遅滞なく 2 人の特別検察官候補者の推薦を依頼しなければならない。

② 特別検察官候補推薦委員会は、第 1 項の規定による依頼を受けた日から 5 日以内に、法院組織法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する職⁽⁴⁾に 15 年以上あった弁護士の中から、在籍委員の過半数の賛成により 2 人の候補者を、書面により大統領に推薦しなければならない。

③ 大統領は、第 2 項の規定による推薦を受けた日から 3 日以内に、推薦された候補者の中から 1 人を特別検察官に任命しなければならない。

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、犯罪捜査及び公訴提起等において、特定事件に限定して独立した地位を有する特別検察官⁽²⁾の任命及び職務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 特別検察官の捜査対象及び任命

第 2 条 (特別検察官の捜査対象等)

① 特別検察官の捜査対象は、次の各号に掲げる事件とする。

1 国会が、政治的中立性及び公正性等を理由に特別検察官の捜査が必要であると本会

(1) 「특별검사의 임명 등에 관한 법률」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A3504&PROM_NO=12423&PROM_DT=20140318&HanChk=Y〉以下、インターネット情報は、2014 年 7 月 18 日現在である。なお、訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。

(2) 韓国語の「특별검사」は、特別検事又は特別検察官と訳されるが、本稿では特別検察官と訳出した。

(3) 日本の検事総長に相当。

(4) 裁判官、検察官及び弁護士を指す。「법원조직법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A1478&PROM_DT=20140107&PROM_NO=12188〉

第4条（特別検察官候補推薦委員会）

- ① 特別検察官候補者の推薦のため、国会に特別検察官候補推薦委員会（以下、この条において「推薦委員会」という。）を置く。
- ② 推薦委員会は、委員長1人を含め、7人の委員で構成する。
- ③ 委員長は、第4項の規定による委員の中から互選する。
- ④ 委員は、次の各号に掲げる者を、国会議長が任命し、又は委嘱する。
 - 1 法務部次官
 - 2 法院行政処次長
 - 3 大韓弁護士協会長
 - 4 その他学識及び徳望があり各専門分野において経験が豊かな者であつて、国会において推薦する4人
- ⑤ 推薦委員会は、国会議長若しくは委員の3分の1以上の要請があるとき又は委員長が必要と認めるときは委員長が招集し、在籍委員の過半数の賛成により議決する。
- ⑥ 推薦委員会が第3条第2項の規定により特別検察官候補者を推薦したときは、当該委員会は解散したものとみなす。
- ⑦ 推薦委員会委員は、政治的に中立を守り、独立してその職務を遂行する。
- ⑧ その他推薦委員会の構成及び運営等に必要事項は、国会規則で定める。

第5条（特別検察官の欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、特別検察官に任命することができない。

- 1 大韓民国の国籍を有しない者
- 2 国家公務員法第2条又は地方公務員法第2条の規定による公務員
- 3 特別検察官任命日前1年以内に、第2号の規定による職にあった者

- 4 政党の党籍を有する者又は特別検察官任命日前1年以内に党籍を有していた者
- 5 公職選挙法の規定により実施する選挙に候補者（予備候補者を含む）として登録した者
- 6 国家公務員法第33条各号のいずれかに該当する者

第6条（特別検察官の政治的中立及び職務上の独立）

特別検察官は、政治的に中立を守り、独立してその職務を遂行する。

第3章 特別検察官の権限及び義務**第7条（特別検察官の職務範囲及び権限等）**

- ① 特別検察官の職務範囲は、次の各号に定めるところによる。
 - 1 第3条の規定により特別検察官任命推薦書に記載された事件（以下「担当事件」という。）に関する捜査、公訴提起するか否かの決定及び公訴維持
 - 2 第8条の規定による特別検察官補及び特別捜査官及び関係機関から派遣を受けた公務員に対する指揮監督
- ② 特別検察官は、職務の範囲を逸脱し、担当事件と関連のない者を召喚し、又は調査することができない。
- ③ 特別検察官は、その職務遂行のために必要なときは、大検察庁⁽⁵⁾、警察庁等、関係機関の長に、担当事件と関連した事件の捜査記録及び証拠等の資料の提出、捜査活動の支援等の捜査協力を要請することができる。
- ④ 特別検察官は、その職務遂行のために必要なときは、大検察庁、警察庁等の関係機関の長に、所属公務員の派遣勤務及びそれに関連

(5) 日本の最高検察庁に相当。

する支援を要請することができる。ただし、派遣検察官の数は5人以内とし、派遣検察官を除いた派遣公務員の数は30人以内とする。

- ⑤ 前2項の要請を受けた関係機関の長は、[これを拒む]正当な事由がないときは、これに従わなければならない。ただし、特別検察官が特定の検察官及び公務員の派遣を要請するときは、事前に関係機関の長と協議しなければならない。
- ⑥ 関係機関の長が第5項本文の要請に正当な事由なく応じないときは、特別検察官は、懲戒議決要求権者に、関係機関の長に対する懲戒手続を開始することを要請することができる。
- ⑦ 刑事訴訟法、検察庁法、軍事法院法その他の法令中、検察官及び軍検察官の権限に関する規定は、この法律の規定に反しない限り、特別検察官の場合においてこれを準用する。

第8条（特別検察官補及び特別捜査官の任命及び権限）

- ① 特別検察官は、法院組織法第42条第1項第1号に規定する職に7年以上あった弁護士の中から4人の特別検察官補候補者を選定し、特別検察官補として任命することを大統領に要請することができる。この場合において、大統領は、その要請を受けた日から3日以内に当該候補者の中から2人の特別検察官補を任命しなければならない。
- ② 特別検察官補は、特別検察官の指揮及び監督により、担当事件の捜査及び公訴提起された事件の公訴維持を担当し、特別捜査官及び関係機関から派遣された公務員を指揮及び監督する。
- ③ 特別検察官は、その職務遂行に必要なときは、30人以内の特別捜査官を任命することができる。この場合において、関係機関の勤務経歴、業務遂行能力、資質等を考慮しなけ

ればならない。

- ④ 特別捜査官は、担当事件の捜査範囲において、司法警察員の職務を遂行する。
- ⑤ 特別検察官補及び特別捜査官の欠格事由に関しては第5条の規定を、特別検察官補の権限に関しては第7条第7項の規定をそれぞれ準用する。
- ⑥ 特別検察官は、捜査完了後、公訴維持を目的とするときは、特別検察官補、特別捜査官等の特別検察官の業務を補助する人員を最小限の範囲で維持しなければならない。

第9条（特別検察官等の義務）

- ① 特別検察官、特別検察官補及び特別捜査官（以下「特別検察官等」という。）並びに第7条第4項の規定により派遣された公務員及び特別検察官の職務補助のために採用された者は、職務上知り得た秘密を在職中及び退職後に漏らしてはならない。
- ② 特別検察官等は、営利を目的として行う業務に従事してはならず、かつ他の職を兼ねることができない。
- ③ 特別検察官、第7条第4項の規定により派遣された公務員及び特別検察官の職務補助のために採用された者は、第10条第3項及び第4項、第12条並びに第17条の規定による場合を除いては、正当な事由なく捜査内容を公表し、又は漏らしてはならない。
- ④ 刑事訴訟法、検察庁法、軍事法院法その他の法令中、検察官の義務に関する規定は、この法律の規定に反しない限り、特別検察官及び特別検察官補においてこれを準用する。

第4章 事件処理手続

第10条（捜査期間等）

- ① 特別検察官は、任命された日から20日間、捜査に必要な施設の確保、特別検察官補の任

命要請等の職務遂行に必要な準備を行うことができる。この場合において、準備期間中は担当事件に対し捜査を行ってはならない。

- ② 特別検察官は、第1項の規定による準備期間が満了した日の翌日から起算して60日以内に担当事件に対する捜査を完了し、公訴提起を行うか否かを決定しなければならない。
- ③ 特別検察官が第2項の規定による期間内に捜査を完了できず、又は公訴提起を行うか否かの決定が困難なときは、大統領にその事由を報告し、大統領の承認を得て捜査期間を1回に限り30日まで延長することができる。
- ④ 第3項の規定による報告及び承認要請は、捜査期間満了3日前に行わなければならない。大統領は捜査期間満了前に承認するか否かを特別検察官に通知しなければならない。
- ⑤ 特別検察官は、捜査期間内に捜査を完了できず、又は公訴提起を行うか否かを決定できないときは、捜査期間満了日から3日以内に、事件を管轄地方検察庁検事長⁽⁶⁾に引き継がなければならない。この場合において、費用支出及び活動内訳等に対する報告に関しては、第17条の規定を準用するが、当該報告期間の起算日は、事件引継ぎ日とする。

第11条（裁判期間等）

- ① 特別検察官が公訴提起した事件の裁判は、他の裁判に優先して迅速に行わなければならない。当該裁判の宣告は、第1審においては公訴提起日から6月以内に、第2審及び第3審においては、前審の判決宣告日からそれぞれ3月以内に行わなければならない。
- ② 第1項の場合において、刑事訴訟法第361条、第361条の3第1項及び第3項、第377条並びに第379条第1項及び第4項に規定す

る期間は、それぞれ7日とする。

第12条（事件の処理報告）

特別検察官は、担当事件に対し公訴提起しない決定をしたとき、公訴提起したとき及び当該事件の判決が確定したときは、それぞれ10日以内に大統領及び国会に書面により報告し、[併せて]法務部長官に書面により通知しなければならない。

第5章 特別検察官の地位及び身分保障

第13条（報酬等）

- ① 特別検察官の報酬及び待遇は、高等検事長の例に準ずる。
- ② 特別検察官補の報酬及び待遇は、検事長の例に準ずる。
- ③ 特別捜査官の報酬及び待遇は、3級から5級までに相当する別定職国家公務員⁽⁷⁾の例に準ずる。
- ④ 政府は、予備費から特別検察官等の職務遂行に必要な経費を支給する。ただし、捜査完了後に公訴提起した後は、判決が確定する時まで公訴維持に必要な最低限の経費のみを支給する。
- ⑤ 特別検察官は、その職務遂行に必要な事務室及び通信施設等の設備の提供を国又は公共機関に要請することができる。この場合において、要請を受けた機関は、正当な事由がないときは、これに従わなければならない。

第14条（退職等）

- ① 特別検察官は、正当な事由がないときは、退職することができず、退職しようとするときは、書面によらなければならない。

(6) 地方検察庁の長。

(7) 公務員の一区分。特定の業務を遂行するために法令により指定される公務員を指す（国家公務員法第2条第3項第2号）。

- ② 大統領は、特別検察官が死亡し、又は第1項の規定により辞表を提出したときは、国会議長に遅滞なくこれを通報しなければならない。
- ③ 大統領は、特別検察官が死亡し、又は第1項の規定により辞表を提出するときは、第3条に定める任命手続により、後任の特別検察官を任命しなければならない。この場合において、後任の特別検察官は、前任の特別検察官の職務を引き継ぐ。
- ④ 第3項の規定により後任の特別検察官を任命するときは、第10条の規定による捜査期間の算定においては、前任及び後任の特別検察官の捜査期間を合算するが、特別検察官が辞表を提出した日から後任の特別検察官が任命される日までの期間は、捜査期間に算入しない。
- ⑤ 特別検察官補が死亡し、又は辞任したときは、特別検察官は大統領に後任の特別検察官補の任命を要請することができる。この場合において、大統領は遅滞なく第8条第1項の規定により後任の特別検察官補を任命しなければならない。
- ⑥ 特別検察官等は、第12条の規定により公訴提起しない決定をしたとき、判決が確定し報告書を提出したとき又は第10条第5項の規定により〔管轄検察庁検事長が〕事件を引き継いだときは、当然に退職する。

第15条（解任等）

- ① 大統領は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、特別検察官又は特別検察官補を解任することができない。
 - 1 第5条各号に規定された欠格事由が発見された場合
 - 2 職務遂行が著しく困難な身体的又は精神的疾患を有すると認められる場合
 - 3 第9条第1項又は第2項に違反した場合

4 第9条第4項の規定により特別検察官及び特別検察官補に準用される検察官の義務に関する規定に違反した場合

5 [特別検察官補について]特別検察官の職務遂行上又は第8条第6項の規定により特別検察官が〔解任を〕必要と認め、大統領に特別検察官補の解任を要請する場合

- ② 大統領は、特別検察官を解任したときは、国会議長に遅滞なくこれを通報しなければならない。
- ③ 大統領は、特別検察官を解任したときは、第3条に定める任命手続により、後任の特別検察官を任命しなければならない。この場合において、職務引継ぎに関しては、第14条第3項後段を、捜査期間の算定に関しては同条第4項を、それぞれ準用する。
- ④ 大統領が特別検察官補を解任したときは、遅滞なく第8条第1項の規定により後任の特別検察官補を任命しなければならない。ただし、第1項第5号（第8条第6項の規定による場合に限る）の規定により特別検察官補を解任したときは、この限りでない。
- ⑤ 特別検察官は、その職務遂行のために必要なときは、特別捜査官を解任し、又は派遣を受けた公務員に対し所属期間の長に交代を要請することができる。

第16条（身分保障）

特別検察官及び特別検察官補は、弾劾又は禁錮以上の刑を宣告されなければ罷免されない。

第6章 補則

第17条（会計報告等）

特別検察官は、担当事件に対し、公訴提起しない決定をしたとき及び公訴提起した事件の判決が確定したときは、10日以内に費用

支出及び活動内訳等に関する事項を大統領に書面により報告し、保管している業務関連書類等を検察総長に引き継がなければならない。ただし、公訴提起したときは、当該公訴提起までの費用支出及び活動内訳等に関する事項を10日以内に大統領に書面により中間報告しなければならない。

第18条（裁判管轄）

特別検察官の担当事件に関する第1審裁判は、ソウル中央地方裁判所合議部の専属管轄とする。

第19条（職務範囲を離脱した公訴提起の効力）

特別検察官の公訴提起が第7条第1項の規定に違反し、職務範囲を逸脱したときは、当該公訴提起は効力を有しない。

第20条（異議申立て）

- ① 担当事件の捜査対象となった者又はその配偶者、直系尊属、直系卑属、同居人若しくは弁護士は、第7条第2項の規定に違反した場合等の特別検察官の職務範囲逸脱に対し、ソウル高等法院⁽⁸⁾に異議申立てを行うことができる。
- ② 第1項の規定による異議申立ては、理由を記載した書面により、特別検察官を経由して行わなければならない。
- ③ 第2項の規定により異議申立書を接受した特別検察官は、次の各号に掲げる区分によりこれを処理する。
 - 1 申立てが、理由があるものと認められるときは、申立内容に従い、直ちに[当該事態を]是正し、これをソウル高等法院及び異議申立人に書面で通知しなければならない。

2 申立てが、理由がないものと認めたときは、申立書を接受した時から24時間以内に、意見書を添付してソウル高等法院にこれを送付しなければならない。

④ 第3項第2号の規定により送付された申立書を接受したソウル高等法院は、接受した時から48時間以内に、次の各号に掲げる区分に従って決定を行わなければならない。この場合において、裁判所は必要と認めるときは、捜査記録の閲覧等の証拠調査を行うことができる。

- 1 申立てが、理由がないものと認めたときは、申立てを棄却する。
- 2 申立てが、理由があるものと認めたときは、申立対象調査内容が特別検察官の職務範囲を逸脱したものであることを認容する。

⑤ 第4項第2号の規定による認容決定があったときは、特別検察官は当該決定の趣旨に反する捜査活動を行ってはならない。

⑥ 第4項の決定に対しては、抗告することができない。

⑦ 第1項の規定による異議申立てがあった場合にも、特別検察官の捜査活動は停止しない。

⑧ 第1項の規定による異議申立人は、異議申立てと同時に、又はそれと別途に、理由を疎明した書面により、ソウル高等法院に[特別検察官の職務範囲逸脱による]当該処分等の効力、執行又は手続の続行の全部又は一部停止を申し立てることができ、法院は遅滞なくこれに対し決定をしなければならない。

⑨ ソウル高等法院が第4項又は第8項の規定による決定を行ったときは、異議申立人及び特別検察官に書面で通知しなければならない。

第21条（委任）

その他この法律に規定されていない特別検

(8) 日本の高等裁判所に相当。

察官の事件処理手続等この法律の施行のために必要な事項は、大統領令又は国会規則で定める。

第7章 罰則

第22条 (罰則)

- ① 偽計又は威力を用いて特別検察官等の職務遂行を妨害した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン⁽⁹⁾以下の罰金に処する。
- ② 特別検察官等、第7条第4項の規定により派遣された公務員又は特別検察官の職務補助のために採用された者が第9条第1項の規定に違反し、職務上知り得た秘密を漏らしたときは、3年以下の懲役又は5年以下の資格停止に処する。

- ③ 特別検察官等、第7条第4項の規定により派遣された公務員又は特別検察官の職務補助のために採用された者が第9条第3項の規定に違反し、職務上知り得た捜査内容を公訴提起前に公表したときは、3年以下の懲役又は5年以下の資格停止に処する。

第23条 (罰則適用における公務員擬制)

特別検察官等及び特別検察官の職務補助のために採用された者は、刑法その他の法律の規定による罰則を適用するときは、公務員とみなす。

附則

この法律は、公布後3月を経過した日から施行する。

(ふじわら なつと)

(9) 100ウォン=10.0062円(2014年8月分報告省令レート)

特別監察官法

특별감찰관법
(制定 2014 年 3 月 18 日 法律第 12422 号 施行日 2014 年 6 月 19 日)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 藤原 夏人 訳

【目次】

第 1 章 総則
第 2 章 任命及び身分保障
第 3 章 権限及び義務
第 4 章 罰則
附則

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

この法律⁽¹⁾は、大統領の親族等、大統領と特殊な関係にある者の非違行為に対する監察を担当する特別監察官の任命及び職務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (非違行為)

この法律において使用する「非違行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 1 実名ではない名義により契約をし、又は [当該契約に] 斡旋、仲介等により介入する行為
- 2 公企業又は公職関連団体と随意契約をし、又は [当該契約に] 斡旋、仲介等により介入する行為
- 3 人事関連等の不正な口利きをする行為
- 4 不当に金品及び接待を授受する行為
- 5 公金を横領及び流用する行為

第 3 条 (地位)

- ① 特別監察官は、大統領の所轄とするが、職務に関しては独立の地位を有する。
- ② 特別監察官は、監察の開始及び終了後直ちにその結果を大統領に報告する。

第 4 条 (政治的中立)

特別監察官は、職務を遂行するに当たり、政治的中立を守るものとする。

第 5 条 (監察対象者)

この法律の規定による特別監察官の監察対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大統領の配偶者及び 4 親等以内の親族
- 2 大統領秘書室の首席秘書官以上の公務員

第 6 条 (監察開始)

- ① 特別監察官は、第 5 条に規定する者の第 2 条の規定による非違行為を調査する方法により監察をする。
- ② 特別監察官は、第 5 条に規定する者の非違行為に関する情報が、信憑性があり、具体的に特定されるときは、監察に着手する。ただし、当該非違行為は、第 5 条に規定する身分関係が生じた後のものに限定する。
- ③ 第 1 項の規定による監察に着手するときは、1 月以内に監察を終了しなければならない

(1) 「특별감찰관법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A3503&PROM_NO=12422&PROM_DT=20140318&HanChk=Y〉以下、インターネット情報は、2014 年 7 月 18 日現在である。なお、訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。

い。ただし監察を続ける必要があるときは、大統領の許可を得て1月単位で監察期間を延長することができる。

④ 第1項の規定による監察をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当する事項は、監察することができない。

- 1 国務総理から、国家機密に属するという疎明がある事項
- 2 国防部長官から、軍機密又は作戦上支障があるという疎明がある事項

第2章 任命及び身分保障

第7条 (特別監察官の任命)

- ① 国会は、15年以上法院組織法第42条第1項第1号に規定する職⁽²⁾にあった弁護士の中から、3人の特別監察官候補者を大統領に書面により推薦する。
- ② 大統領は、第1項の規定による特別監察官候補者推薦書を受けたときは、推薦書を受けた日から3日以内に推薦候補者の中から1人を特別監察官に指名し、国会の人事聴聞を経て任命しなければならない。

第8条 (特別監察官の任期)

- ① 特別監察官の任期は3年とし、再任することができない。
- ② 特別監察官が欠員となったときは、欠員となった日から30日以内に後任者を任命しなければならない。

第9条 (特別監察官補及び監察担当官)

特別監察官は、その職務遂行に必要な範囲

において、1人の特別監察官補及び10人以内の監察担当官を任命することができる。

第10条 (公務員の派遣要請等)

- ① 特別監察官は、その職務遂行のために必要なときは、監査院、大検察庁⁽³⁾、警察庁、国税庁等の関係機関の長に、所属公務員の派遣勤務及びそれに関連する支援を要請することができる。ただし、派遣公務員の数は20人以内とする。
- ② 派遣公務員の派遣期間は3年を超えることはできず、所属機関に復帰した者は、再び派遣することができない。

第11条 (特別監察官の職務権限)

- ① 特別監察官は、監察事務を統括し、特別監察官補を指揮及び監督する。
- ② 特別監察官補は、特別監察官を補佐して所管事務を処理し、監察担当官及び第10条の規定により派遣された公務員を指揮及び監督し、特別監察官が事故により職務を遂行することができないときは、大統領令で定める順序により、その職務を代行する。

第12条 (報酬及び待遇等)

- ① 特別監察官は政務職公務員とし、特別監察官補及び監察担当官は、別定職公務員⁽⁴⁾とする。
- ② 特別監察官の定年は、65歳とする。
- ③ 特別監察官、特別監察官補及び監察担当官(以下「特別監察官等」という。)の報酬及び待遇については、大統領令で定める。

(2) 裁判官、検察官及び弁護士を指す。「법원조직법」〈http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYP=E=LAW_BON&LAW_ID=A1478&PROM_DT=20140107&PROM_NO=12188〉

(3) 日本の最高検察庁に相当。

(4) 公務員の一区分。特定の業務を遂行するために法令により指定される公務員を指す(国家公務員法第2条第3項第2号)。

第 13 条 (欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、特別監察官等になることができない。

- 1 大韓民国国籍を有しない者
- 2 国家公務員法第 33 条各号のいずれかに該当する者
- 3 禁錮以上の刑の宣告を受けた者
- 4 弾劾決定により罷免された後、5 年を経過しない者

第 14 条 (解任等)

① 大統領は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、特別監察官を解任することができない。

- 1 第 13 条各号の規定による欠格事由が発見された場合
- 2 職務遂行が著しく困難な身体的又は精神的な疾患を有すると認められる場合

② 大統領は、特別監察官を解任したときは、遅滞なくこれを国会に報告し、第 7 条に定める任命手続により後任の特別監察官を任命しなければならない。

③ 特別監察官は、特別監察官補又は監察担当官を解任し、又は派遣を受けた公務員について所属機関の長に交代を要請することができる。

第 15 条 (公職等の任命制限)

特別監察官は、免職、解任又は退職後、当該特別監察官を任命した大統領の任期中には、第 5 条第 2 号に定める特定公職者、次官級以上の公職者及び公職者倫理法第 3 条の 2 の規定による公職関連団体の役員の任命を受けることができない。

第 3 章 権限及び義務**第 16 条 (関係機関の協力)**

特別監察官は、監察対象者の非違行為かどうかを確認するため必要なときは、国、地方公共団体その他公共機関の長に協力及び支援を要請すること並びに必要な資料等の提出又は事実照会を要求することができる。

第 17 条 (出席、答弁及び資料提出要求)

特別監察官は、監察に必要なときは、監察対象者に次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- 1 出席及び答弁の要求（「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」の規定による情報通信網を利用した要求を含む。以下同じ。）
- 2 証明書、疎明書その他関係文書及び帳簿、物品等の提出要求

第 18 条 (監察対象者以外の者に対する協力要求)

① 監察対象者の非違行為を監察するために必要なときは、第 17 条の規定により監察対象者以外の者に対し、資料の提出、出席又は答弁を要求することができる。

② 第 1 項の規定による要求は、協力の内容、理由、出席場所及び時間等を明示し、要求対象者に書面により通知することを原則とする。ただし、緊急の場合は電話等の方法により通知することができる。

③ 出席及び答弁した者に対しては、関係規定により旅費等を支給しなければならない。

第 19 条 (告発等)

特別監察官は、監察の結果、監察対象者の行為が次の各号の行為に該当するときは、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- 1 犯罪容疑が明白であり、刑事処罰が必要であると認める場合においては、検察総長への告発
- 2 犯罪行為に該当すると信じるに足る相当の理由があり、逃走若しくは証拠隠滅等を防止し、又は証拠を確保するため必要と認める場合においては、検察総長への捜査依頼

第20条（不起訴処分に対する不服）

特別監察官が告発した事件のうち、処分が下されずに90日が経過し、又は不起訴処分が下されたときは、検察庁法第10条の規定により、抗告を提起することができる。

第21条（国会出席及び意見陳述）

- ① 第20条の規定により抗告した事件に対し、再び不起訴処分が下され、法制司法委員会⁽⁵⁾の議決により特別監察官の出席を要求するときは、特別監察官は法制司法委員会に出席し、意見を陳述しなければならない。
- ② 第1項の規定による手続は、非公開で進められる。

第22条（監察着手事実等の漏洩禁止）

特別監察官等及び派遣公務員は、監察の着手及び終了の事実並びに監察内容を公表し、又は漏らしてはならない。

第23条（監察権限の濫用禁止）

- ① 特別監察官等及び派遣公務員は、法令違反又は強制処分によらない方法により、この法律の施行のために必要な最小限の範囲において監察を行わなければならないが、他の目的等のために監察権を濫用してはならない。
- ② 特別監察官等及び派遣公務員は、その職権

を濫用し、法律の規定による手続を経ず、他の機関及び団体又は他の者に義務のないことをさせ、又は他の者の権利行使を妨害してはならない。

第24条（委任）

その他この法律に規定のない特別監察官の組織、運営、監察方法及び手続等の法律の施行に必要な事項は、大統領令で定める。

第4章 罰則

第25条（罰則）

- ① 偽計又は威力を用いて特別監察官等又は派遣公務員の職務遂行を妨害した者は、5年以下の懲役に処する。
- ② 第22条の規定に違反した者は、5年以下の懲役又は5年以下の資格停止に処する。
- ③ 第23条の規定に違反し、法令違反又は強制処分による方法により監察を妨害し、他の機関及び団体又は他の者に義務のないことをさせ、又は他の者の権利行使を妨害した者は、5年以下の懲役又は5年以下の資格停止に処する。

附則

第1条（施行日）

この法律は、公布後3月を経過した日から施行する。

第2条（他の法律の改正）

- ① 国会法の一部を次のとおり改正する。
第65条の2第2項第1号「合同参謀議長又は韓国銀行総裁」を「合同参謀議長、韓国銀行総裁又は特別監察官」に改める。

(5) 韓国国会の常任委員会の1つ。

- ② 人事聴聞会法の一部を次のとおり改正する。

第6条第3項「合同参謀議長又は韓国銀行

総裁」を「合同参謀議長、韓国銀行又は特別監察官」に改める。

(ふじわら なつと)